

韮崎市中央体育館・韮崎中央公園有料施設・韮崎市営総合運動場利用規則

1 利用の制限等

- (1) 以下のいずれかに該当するときは、施設への立ち入りを制限し、またはその利用を禁止します。
- ② 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - ② 中央体育館の施設、設備及び備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - ③ 韮崎市暴力団排除条例（平成24年3月28日条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。
 - ④ 管理上支障があると認められるとき。
 - ⑤ 利用の権利の譲渡、若しくは転貸と認められるとき。
 - ⑥ 2遵守事項⑨及び4ご利用にあたっての注意事項(1)⑤に反したと認められるとき。
- (2) 以下の事象が発生した場合は、施設等の利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用を停止します。
- ① 韮崎市都市公園条例及び韮崎市都市公園条例施行規則に違反したとき。
 - ② 利用承認時に付された利用条件に違反したとき。
 - ③ 災害又は事故により施設等の利用ができなくなったとき。
 - ④ 風水害、地震、火災、事故、新型ウィルス等感染症への対応が必要なとき。
 - ⑤ 災害時における避難所として利用するとき。
 - ⑥ 施設等の破損、損壊などにより、利用の継続が困難となったとき。

2 遵守事項

- ① 利用日までに利用の承認を受けた施設を利用しなくなったときは、速やかに届け出ること。
- ② 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- ③ 施設及び敷地内で許可なく火器を使用しないこと。
- ④ 一般の利用に供していない場所へ立ち入らないこと。
- ⑤ 騒音、放火、暴力その他他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- ⑥ スポーツ施設内を不潔にしないこと。
- ⑦ 利用する施設及び目的に適した服装、履物等を着用すること。
- ⑧ 管理の業務に従事する者からの指示に従うこと。
- ⑨ 施設、附属設備等を破損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに管理の業務に従事する者に届け出ること。
- ⑩ 承認を受けないで物品等の展示若しくは販売又ははり紙等の行為をしないこと。

3 前項①利用する日までに利用の承認を受けた施設を利用しなくなった場合の取扱い

- ① 既納された利用料金は、やむ負えない事情（自然災害や感染病まん延などによる不可抗力）以

外はいかなる理由でも還付しません。

- ② 利用日の7日前以降のキャンセルはキャンセル料(利用料の100%)を申し受けます。窓口・電話でキャンセルを受付けます。
- ③ 屋外施設の雨天時の取り扱い
利用当日、雨天の場合は無料でキャンセルすることが可能です。ただし、無断キャンセルの場合は利用料の100%を申し受けますので、必ず施設窓口・電話にてキャンセルする旨連絡すること。利用中の降雨により途中で利用を取りやめる場合には該当時間(1時間)の利用料は返金しません。
- ④ キャンセルの申告のあった施設については、再び予約を受付けます。
- ⑤ 利用日の7日前以降の予約変更(時間変更を含む)はできません。

4 ご利用にあつての注意事項

(1)全般

- ① 利用案内及び注意事項を守り、スタッフの指示に従うこと。
- ② 利用時は、必ず受付を済ませてから各施設を利用すること。
- ③ 利用前後の準備・片付けは、利用者で行うこと。(不明な点はスタッフに事前確認すること)
- ④ 利用終了時には、利用した施設の清掃及び片付けを必ず行い、個人の荷物、用具はすべて持ち帰ること。
- ⑤ 施設等を汚損、損傷または滅失した場合、利用者はその旨を管理者に報告し、その損害を賠償しなければならない。また、物資等の搬入時にも施設等を汚損、損傷しないよう壁面やエレベーターなどを養生・保護しなければならない。
- ⑥ 指定場所以外での飲食は禁止。(競技エリア及びトレーニングルーム、マルチスタジオ内での水分補給のための飲水は可。ただし、キャップ付きの容器を使用すること)
- ⑦ 貴重品類の保管は各自が責任を持って行うこと。万一、盗難があつても当館は一切の責任を負いません。
- ⑧ 自動車・自転車等は、所定の場所に駐車すること。
- ⑨ 緊急時(火災・地震等)は職員の指示に従い、冷静に行動すること。
- ⑩ ペット(補助犬を除く)を連れての入館は固くお断りします。
- ⑪ 酒気を帯びている者の入館及び、酒類の提供を固くお断りします。
- ⑫ 管理者の許可なく、動画や写真の撮影をしてはならない。
- ⑬ 管理者の許可なく、募金活動やこれに類する行為をしてはならない。
- ⑭ 管理者の許可なく、広告類の掲示や印刷物の配布をしてはならない。
- ⑮ 管理者の許可なく、電源コンセントを使用してはならない。
- ⑯ 競技中の負傷者、体調不良者がいた際は、速やかに初期応急処置を行い、事務室に報告すること。
- ⑰ 施設及び敷地内はすべて禁煙となります。

(2)メインアリーナ、サブアリーナ

- ① シューズは、底の凹凸が少ない、または屋内専用のシューズ以外は使用しないでください。
ただし、許可を得て土足で進入する場合は、原状復帰を義務とし、必ず清掃業者との契約を締結すること。
- ② エリア内での食事はできません。飲水は、キャップ付きの容器を使用してください。ただし、許可を得て食事を提供する場合は、原状復帰を義務とし、必ず清掃業者との契約を締結すること。
- ③ 重量物の準備、片付けは、必ず複数人で行ってください。
- ④ 入室は、利用の承認を得た時間になってから入室してください。
- ⑤ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑥ 机、椅子を使用する場合は、下に養生シートまたは、フロアシートを敷いてください。
- ⑦ 利用後は、フロアのモップ掛けをおこない、使った備品は、所定の位置に戻してください。
- ⑧ ゴミは、お持ち帰りください。
- ⑨ 退室は、利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑩ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。
- ⑪ フットサルはメインアリーナのみ利用可能。全面利用を基本とし、ゴールは東西面へのみ配置することができます。南北面へ設置することはできません。
- ⑫ 施設を汚損、破損させる可能性のある種目の利用はお断りする場合があります。

(3)柔道場

- ① 原則、シューズを着用しての使用はできません。裸足で使用してください。
- ② エリア内での食事はできません。飲水は、キャップ付きの容器を使用してください。
- ③ 重量物の準備、片付けは、必ず複数人で行ってください。
- ④ 入室は、利用の承認を得た時間になってから入室してください
- ⑤ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑥ 机、椅子を使用する場合は、下に養生シートまたは、フロアシートを敷いてください。
- ⑦ 利用後は、畳の掃き掃除をおこなうこと。
- ⑧ 使った備品は、所定の位置に戻してください。
- ⑨ ゴミは、お持ち帰りください。
- ⑩ 退室は、利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑪ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。

(4)マルチスタジオ

- ① シューズは、底の凹凸が少ない、または屋内専用のシューズ以外は使用しないでください。
- ② エリア内での食事はできません。飲水は、キャップ付きの容器を使用してください。
- ③ 入室は、利用の承認を得た時間になってから入室してください
- ④ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑤ 利用後は、フロアのモップ掛けをおこない、使った備品は、所定の位置に戻してください。
- ⑥ ゴミは、お持ち帰りください。

- ⑦ 退室は、利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑧ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。
- ⑨ プログラム参加者は、トレーニングルームスタッフの指示に従い、入室してください。

(5) トレーニングルーム

個別の利用案内をご確認ください。

(6) 会議室

- ① 入室は、利用の承認を得た時間になってから入室してください
- ② 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ③ 利用後は、清掃をおこない、使った備品は、所定の位置に戻してください。
- ④ ゴミは、お持ち帰りください。
- ⑤ 退室は、利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑥ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。

(7) キッズルーム

- ① シューズの使用はせず、裸足で入場してください。
- ② エリア内での食事はできません。飲水は、キャップ付きの容器を使用してください。
- ③ 他のお子様とゆずりあい、ご利用ください。
- ④ 遊戯中の子供から離れない（目を離さない）ようにしてください。
- ⑤ エリア内で走る、飛び込みの行為はしないでください。
- ⑥ 利用後は、使った備品は、所定の位置に戻してください。

(11) 薩摩中央体育館共用エリア

- ① 食事可能場所は、各階のテーブル席及びベンチ、2F観覧席となります。
- ② 食事可能な場所での食事後は原状復帰を必須とし、ごみは持ち帰ってください。
- ② 土足禁止エリアの通行は、必ずシューズを履き替えてください。
- ③ メインアリーナ2階のランニングコースは、大会などの全面専用利用時には利用を制限されることがあります。

(12) 中央公園陸上競技場

- ① トラックを利用する場合は陸上競技用スパイクシューズまたは運動靴（ランニングシューズ等）を使用し、ハイヒール、泥のついた靴や革靴等での入場はご遠慮ください。
天然芝のエリアについては芝を痛めるような使い方やシューズでの利用は禁止します。
- ② 競技エリア内の食事はできません。水分補給は可とします。
- ③ 利用の承認を得た時間になってから入場してください。
- ④ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑤ ゴミは、お持ち帰りください。

- ⑥ 利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑦ 貸出備品は元の場所に戻し、利用日誌を記入し受付窓口に提出してください。

(13) 中央公園芝生広場

- ① グラウンドの利用については、管理者の指示に従ってください。天然芝を痛めるような使い方やシューズでの利用は禁止します。
- ② 競技エリア内の食事はできません。水分補給は可とします。
- ③ 利用の承認を得た時間になってから入場してください。
- ④ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑤ ゴミは、お持ち帰りください。
- ⑥ 利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑦ 貸出備品は元の場所に戻し、利用日誌を記入し受付窓口に提出してください。

(14) 中央公園フットサル場

- ① シューズは、フットサルシューズまたは運動靴（ランニングシューズ等）を使用し、ハイヒール、泥のついた靴や革靴等での入場はご遠慮ください。
- ② 競技エリア内の食事はできません。水分補給は可とします。
- ③ 利用の承認を得た時間になってから入場してください。
- ④ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑤ ゴミはお持ち帰りください。
- ⑥ 利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑦ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。

(15) 中央公園野外音楽堂

- ① 舞台上での食事はできません。水分補給は可とします。
- ② 利用の承認を得た時間になってから入場してください。
- ③ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ④ ゴミはお持ち帰りください。
- ⑤ 利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑥ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。

(16) 市営総合運動場グラウンド

- ① グラウンドの利用については、管理者の指示に従ってください。天然芝のエリアについては芝を痛めるような使い方やシューズでの利用は禁止します。
- ② 競技エリア内の食事はできません。水分補給は可とします。
- ③ 利用の承認を得た時間になってから入場してください。
- ④ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑤ ゴミはお持ち帰りください。

- ⑥ 利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑦ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。

(17) 市営総合運動場テニスコート

- ① シューズは、テニスシューズまたは運動靴（ランニングシューズ等）を使用し、ハイヒール、泥のついた靴や革靴等での入場はご遠慮ください。
- ② 競技エリア内の食事はできません。水分補給は可とします。
- ③ 利用の承認を得た時間になってから入場してください。
- ④ 利用時間に準備、片付けの時間を含みます。
- ⑤ ゴミはお持ち帰りください。
- ⑥ 利用の承認を得た時間内に退出してください。
- ⑦ 利用日誌を記入し、貸出備品と一緒に受付窓口まで返却してください。

令和7年7月1日作成

韮崎中央体育館管理者 スポーツライフ韮崎株式会社